

〔司法書士法等の一部改正〕  
第十三条 次に掲げる法律の規定中「同条第三項前段の掲示をした」を「同条第四項前段の措置をとつた」に改める。

一 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第五十条第一項  
二 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十五条第一項  
三 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の四第一項  
（長期信用銀行法の一部改正）

第十四条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。  
第二十五条の三第二号中「同じ。」の下に「又は第二項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む）」を加え、同条第三号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。  
第二十七号第二号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「若しくは掲示」を「、掲示若しくは閲覧に供する措置」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）  
第十五条 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。  
第六十五条の三第一項第三号及び第二項第二号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改める。  
（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十六条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。  
第六十九条の二第二項第二号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改め、同条第二項第一号中「第七十七条第七項後段」を「第七十七条第八項後段」に改め、同項第三号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改める。

第十七条 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）の一部を次のように改正する。  
第三十二条中「第四号」を「第一項第四号」に改める。  
第九十二条第三号中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。  
（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。  
附則第四条第一項中「第二百七十二号の八第三項」を「第二百七十二号の八第四項」に改める。  
（デジタル庁設置法の一部改正）

第十九条 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二項第一号中「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。  
（復興庁設置法の一部改正）

第二十条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の項中「第十八条」を「第二十条」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
総務大臣 松本 剛明  
法務大臣 齋藤 健  
文部科学大臣 永岡 桂子  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
農林水産大臣臨時代理 勝信  
国務大臣 西村 明宏  
経済産業大臣 西村 康稔  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
環境大臣 西村 明宏

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十四号

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律

（定義）

第一条 この法律において「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金」とは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響並びに原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和五年三月二十八日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、世帯に属する全ての者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し三万円を上限とする給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下この条において同じ。）を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金をいう。  
（差押禁止等）

第二条 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。  
（非課税）

第三条 租税その他の公課は、令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金品を標準として課することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金についても適用する。ただし、第二条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
法務大臣 齋藤 健  
財務大臣 鈴木 俊一